

障害者施設等通所者交通費扶助要綱

(総則)

第1条 障害者施設等(以下「施設等」という。)に通所する障害者に対する交通費の扶助については、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 扶助を受けることのできる者は、市内に住所を有し、次に掲げる施設等に通所した者又は保護者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援を行う施設若しくは事業所又は同条第27項に規定する地域活動支援センター
- (2) 地域活動支援センター・障害者地域作業所運営費等補助金交付要綱(平成20年10月1日制定)の規定により補助金の交付を受けている障害者地域作業所
- (3) 地域就労援助センター事業実施要綱(平成3年4月1日神奈川県制定)に基づく就労援助センター事業を行うための市内の施設
- (4) 療育相談センター条例(平成18年横須賀市条例第66号)第2条に規定する横須賀市療育相談センター(同条例第5条第1号に規定する通園部門を使用する場合に限る。)

(扶助額)

第3条 扶助額は、予算の範囲内において次に掲げるとおりとし、その額の算定に当たっては、運賃、時間、距離、通所した者の障害の状態等を勘案して最も経済的かつ合理的と認められる通所の経路及び方法により算出するものとする。

- (1) 交通費の全額。ただし、1日あたりの扶助額の上限は2,500円(片道の場合、1,250円)とする。
- (2) 保護者が自家用車を利用して送迎を行うときは、月額2千円(1月のうち指導を受ける日数又は訓練日数が6日未満の場合は、支給しない。)

(扶助申請)

第4条 交通費の扶助を受けようとする者は、障害者施設等通所者交通費扶助申請書(別記様式)により市長に申請しなければならない。

(支給方法)

第5条 交通費の扶助は、前条の申請に基づき年4回、1月、4月、7月及び10月にそれぞれ前月分までを支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、その都度交通費を支給するもの

とする。

- (1) 申請者が第2条に規定する扶助の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 扶助を受けようとする月の直近3月の扶助額の合計が6万円を超えたとき。ただし、通所経路に鉄道が含まれる場合にあつては、当該鉄道に係る定期乗車券を購入し通所したときに限る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和52年10月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 精神薄弱者生活訓練施設在園者交通費扶助要綱(昭和47年4月1日制定)
- (2) 精神薄弱者授産施設(金沢若草園)在園者交通費扶助要綱(昭和49年4月1日制定)

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 在宅精神障害者地域作業所交通費扶助要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の日から障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)附則第1条第3号に規定する政令で定める日の前日までの間に限り、市内に住所を有し、次の各号に掲げる施設に通所した者又はその保護者は、交通費の扶助を受けることができる。
 - (1) 法附則第41条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる身体障害者更生援護施設
 - (2) 法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた精神障害者社会復帰施設(法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第50条の2第1項第2号に規定する精神障害者授産施設に限る。)
 - (3) 法附則第58条第2項の規定により障害者支援施設とみなされる知的障害者援護施設(法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第5条第1項に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に限る。)

附 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。ただし、第2条第4号の改正規定は、療育相談センター条例(平成18年横須賀市条例第66号)の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前日までに決定した扶助額については、この要綱の施行日以後に変更があるまでの間は、当該扶助額を保障する。

別記様式(第4条関係)

障害者施設等通所者交通費扶助申請書

年 月 日			
(あて先)横須賀市長			
住所 申請者 氏名			
対象者氏名			申請者との続柄
扶助額	内訳		月 円 月 円 月 円
利用交通機関			
月	訓練日 日	通所日 日	施設長確認印
月	訓練日 日	通所日 日	
月	訓練日 日	通所日 日	
(事務処理欄)			